

令和5年9月4日
全国健康保険協会

懲戒処分の公表について

全国健康保険協会は、令和5年7月に行った懲戒処分を下記のとおり公表します。

記

被処分者	処分量定	処分年月日	事案の概要
支部職員 1名	減給	令和5年 7月25日	事務経費の請求書管理における支払遅延防止のための進捗管理をすべきところ、これを懈怠し、部下の支払処理が滞っていることに気づかず、結果として14の事業者等について39件もの長期未払を発生させた。

※ 全国健康保険協会では、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち懲戒解雇、諭旨解雇、降格又は停職である懲戒処分は、公表することとしています。(プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除く。)なお、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することとしています。

以上